

◆感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年5月12日から令和3年6月1日を令和3年度第1期として、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)を支給いたします。令和3年度第1期(5/12～6/1)は、これまで「期間の全日」において、県の要請に協力することを要件としていましたが、緊急事態措置の適用により、次の3つの期間に区分し、「それぞれの期間ごとで全日」協力することが要件となりました。

・期間A:5月12日～5月15日

・期間B:5月16日～5月31日

・期間C:6月1日

※期間A, B, Cのうち1期間のみの申請も可能です。
期間ごとに算出した申請額を合計して申請してください。

◆対象者

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- (1) 飲食店の店舗が要請対象エリアに所在していること。
- (2) 「酒類」を提供する飲食店(飲食店営業許可「1類」または「3類」)で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- (3) 要請前に20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること)。
- (4) 「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。

※ 協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。
(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として登録されます。)

※ 緊急事態宣言中における流川・薬研堀地区において、酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は、県内全域の協力支援金の適用となります。

◆支給要件

支給要件は、それぞれの期間によって異なります。

【期間A(5/12～5/15)】

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類の提供11時～19時)を行った場合、時間短縮申請となります。
- ※ 1日でも通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

【期間B(5/16～5/31)】

期間の全日、酒類・カラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。
- ※ 1日でも通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

【期間C(6/1)】緊急事態措置期間の延長により、期間C(6/1)の要件が変更となりました。

期間の全日、酒類・カラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。

- ・休業か20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)のどちらかになります。
- ※ 通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業扱いとなります。

令和3年度第1期 流川・薬研堀地区

感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)に関するご案内
※要請期間は、令和3年5月12日～令和3年6月1日です。

申請受付期間を延長しました。(令和3年7月6日更新)

◆対象エリア

広島市中区

○胡町1番～5番

○堀川町1番～4番

○三川町1番・8番・9番

○新天地1番・6番・7番

○流川町・薬研堀・銀山町・弥生町・田中町・西平塚町のすべてのエリア



(出典：国土地理院の地理院地図)

◆支給額 **緊急事態措置期間の延長により、期間C(6/1)の支給額が変更となりました。**

期間A(5月12日～5月15日)

| 【中小企業】 | PCR受検無 | PCR受検有 | 【大企業】 | PCR受検無 | PCR受検有 |
|--------|-------------|-------------|-------|----------|----------|
| 時短 | 1.5～4.5万円/日 | 2.0～6.0万円/日 | 時短 | 最大10万円/日 | 最大15万円/日 |
| 休業 | 2.0～6.0万円/日 | 2.5～7.5万円/日 | 休業 | 最大15万円/日 | 最大20万円/日 |

期間B(5月16日～5月31日)，期間C(6月1日) (緊急事態措置期間)

| 【中小企業】 | PCR受検無 | PCR受検有 | 【大企業】 | PCR受検無 | PCR受検有 |
|--------|-------------|--------------|-------|------------|------------|
| 時短 | 3.0～9.0万円/日 | 3.5～9.5万円/日 | 時短 | 最大19万円/日 | 最大19.5万円/日 |
| 休業 | 3.5～9.5万円/日 | 4.0～10.0万円/日 | 休業 | 最大19.5万円/日 | 最大20万円/日 |

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

◆申請手続

(1)申請方法

電子申請又は郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

(2)申請に必要な書類

※5月27日(木)にホームページに掲載しましたので、ご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-nagarekawa.html>



◆申請受付期間

令和3年6月2日(水) **～令和3年7月20日(火)** ※申請受付期間を延長しました。

(参考)変更前の申請受付期間: 令和3年6月2日(水)～令和3年6月30日(水)

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

月・水・金(9時30分～20時)

火・木・土(9時30分～17時) ※日、祝日を除く